

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給湯（第4条—第9条）
- 第3章 権利金、温泉使用料及び管理料（第10条—第14条の2）
- 第4章 管理（第15条—第24条）
- 第5章 温泉管理委員会（第25条—第33条）
- 第6章 補則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 熱海温泉事業の経営及び管理等については、この条例の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）配湯管 温泉を送配湯するために市が布設した管及び市が借受けて直接管理する温泉管をいう。
- （2）給湯施設 温泉の供給を受けるため、配湯管から分岐して設けられた施設をいう。
- （3）権利者 市から給湯の許可を受け、権利金を納入した者をいう。
- （4）権利量 権利者が市から許可を受けた毎分当たり使用することのできる給湯の量をいう。
- （5）営業用 次に掲げる営業等に充てるための給湯の用途をいう。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業

イ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する浴場業

ウ その他自家用以外の用途で市長が給湯を認めるもの

(6) 自家用 家庭で使用するための給湯の用途をいう。

(平23条例10・一部改正)

(給湯区域)

第3条 温泉を給湯する区域は、熱海一丁目から熱海五丁目までの地域とする。

- 2 前項の地域内であっても、配湯管の分岐点から200メートル以上の距離にある地域又は給湯施設の工事、管理等が著しく困難であると認められる地域に対する給湯は、許可しないことができる。
- 3 第1項の規定による地域外であっても、配湯管からの距離が300メートル以内の地域で、給湯を受ける者が地域的に不利であるすべての条件を承諾したうえで給湯を希望する場合は、許可することができる。
- 4 前項の規定によって許可した場合、この条例による権利金、温泉使用料等すべての負担を軽減しない。

第2章 給湯

(給湯の優先)

第4条 営業用の給湯は、自家用に優先するものとする。

(平23条例10・一部改正)

(給湯等の許可)

第5条 給湯を受けようとする者は、規則の定めるところにより、その旨を市長に申請して許可を受けなければならない。権利量を増量しようとする権利者についても同様とする。

(平23条例10・一部改正)

(給湯の方法)

第6条 給湯は、すべて計量による。

- 2 計量器の事故その他の事由により計量できないときは、市長の認定するところによる。
- 3 給湯を受けるため、配湯管から分岐する箇所は、原則として一権利者1か所とする。ただし、やむを得ない場合は、市長の許可を受けて2か所以上の分岐より給湯を受けることができる。
- 4 前項ただし書の規定による許可を受けて給湯を受ける者は、第11条第2項の規定による加算料金を納入しなければならない。
- 5 計量器は、市が設置し、権利者が、これを保管する。この場合において、権利者の過失により亡失又はき損したときは、その損害額を賠償しなければ

ならない。

(昭56条例14・一部改正)

(給湯事故)

第7条 温泉は、昼夜供給するものとする。ただし、天災地変、停電、配湯管の破損その他避けることができない事故が発生したとき、又は市長が公益上必要と認めたときは、一時温泉の供給を停止し、若しくは給湯の量を減量することができる。

2 前項ただし書の規定による場合、市は、使用料の減額若しくは損害賠償等の責を負わない。

(給湯工事の設計審査)

第8条 第5条の規定により給湯の許可を受けた者は、許可の日から2週間以内に給湯施設（浴槽を含む。）の設計書に審査手数料1,000円を添えて市長の承認を受けなければならない。

(給湯工事施行)

第9条 前条の規定により設計の承認を受けた者は、承認の日から1カ月以内に自己の負担において給湯施設工事を完了しなければならない。

2 給湯施設工事に使用する資材は、すべて市長の検査を受けなければならない。

3 給湯施設工事が竣工した場合は、竣工後5日以内に市長に届け出て市長の竣工検査を受けなければならない。

4 特別の事由により第1項に規定する期間内に工事を完了できないときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

第3章 権利金、温泉使用料及び管理料

(平23条例10・章名改称)

(権利金)

第10条 第5条の許可を得た者は、許可の日から5日以内に次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める権利金を納入しなければならない。

(1) 営業用 権利量1リットルにつき136,500円

(2) 自家用 権利量1リットルにつき210,000円

2 前条第3項の規定による検査が終了しても前項の規定による権利金を納入しないときは、給湯を開始しない。

3 既納の権利金は、これを返還しない。

(昭56条例14・平元条例20・平23条例10・一部改正)

(温泉使用料)

第11条 温泉の給湯を受ける者から次に掲げる区分により算定した額に100分の110を乗じて得た額の温泉使用料を徴収する。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(1) 営業用1か月につき

基本料金			超過料金	
給湯権利単位	温泉量	料金	単位	料金
毎分時1リットル	15立方メートル	3,000円	1立方メートル	220円

(2) 自家用1か月につき

基本料金			超過料金	
給湯権利単位	温泉量	料金	単位	料金
毎分時1リットル	15立方メートル	4,500円	1立方メートル	330円

2 第6条第4項の規定により徴収する加算金は、超過1か所につき月額3,150円とする。

3 温泉使用料で市長が必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず第25条に規定する管理委員会に諮って使用料を減免することができる。

(昭56条例14・平元条例20・平9条例15・平15条例1・平23条例10・平26条例16・令元条例5・令8条例17・一部改正)

(使用料の納入期限)

第12条 第14条の規定による検針により算出された温泉使用料の納入期限は、当該検針の日の属する月の翌月の末日とする。ただし、特別の場合は、納入通知書に指定する期限とする。

(平23条例10・令8条例17・一部改正)

(使用料の計算)

第13条 温泉使用料の計算にあつては、検針を行った月の検針量から前月の検針量の差をもって1か月の温泉使用量とし、第11条第1項の規定に基づき算定する。

2 温泉使用料は、日割計算を行なわない。

3 前項の規定にかかわらず、温泉の使用を開始、再開、中止又は廃止した月で使用日数が14日以内で、かつ、超過料金が生じない場合の温泉使用料の額は、基本料金の2分の1の額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(平23条例10・平26条例16・令元条例5・令8条例17・一部改正)

(検針)

第14条 計量器の検針は、毎月10日から15日までの間に行なう。

(管理料)

第14条の2 市長は、使用した給湯量が無く、かつ、温泉の使用を中止している権利者から、管理料として権利量1リットルにつき月額105円を徴収する。

2 前項に規定する管理料の計算、納入期限、減免及び延納については、温泉使用料の例による。

(平23条例10・追加)

第4章 管理

(届出の義務等)

第15条 権利者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 給湯施設に破損を生じ、又は給湯に異状があると認めたとき。
- (2) 給湯施設を変更、増設若しくは撤去しようとするとき。
- (3) 使用中中止中のもので開栓しようとするとき。
- (4) 温泉の用途を変更しようとするとき。
- (5) 温泉の使用を開始しようとするとき。
- (6) 温泉の使用を中止又は廃止しようとするとき。
- (7) 権利量を減量しようとするとき。

2 前項第2号から第7号までの規定による届出は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 第1項第6号の規定による中止の期間は、1年以内とする。

4 前項の規定にかかわらず、権利者は、前項の期間の末日の30日前までに届け出て市長の承認を受けることにより、中止の延長をすることができる。ただし、延長を含む中止の期間は、通算で3年間を限度とする。

5 市長は、12か月以上管理料を滞納した権利者又は前2項の規定による中止の期間を経過した権利者について、第25条に規定する管理委員会に諮って、給湯の権利を取り消すことができる。

(平15条例1・平23条例10・一部改正)

（給湯施設取扱い）

第16条 給湯施設は、市係員のほか、これに加工若しくは操作をしてはならない。ただし、浴槽相互間の調節のため、あらかじめ市長の承認を得て布設した開閉栓は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によって操作する栓の開閉によって給湯量に変動を生ずる場合は、量の多い場合をもって給湯量とみなす。

（給湯の停止）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、温泉の給湯を停止することができる。

- (1) 温泉の使用廃止の届出があったとき。
- (2) 権利者が30日以上所在不明で管理者がないとき。
- (3) 温泉の使用を許可された目的に使用されない状態にあると認めたとき。
- (4) 2か月以上温泉使用料を滞納したとき。
- (5) 前各号のほか、市長が必要と認めたとき。

（平15条例1・一部改正）

（権利譲渡の制限）

第18条 権利者は、給湯を受ける権利（次項において「権利」という。）を譲渡することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、権利を譲り受けようとする者が市長の許可を受けたときは、権利者は権利を譲渡することができる。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、手数料として3,000円を納入しなければならない。
- 4 前項に規定する手数料は、当該許可に係る申請の際に納入しなければならない。
- 5 既納の手数料は、これを返還しない。

（平23条例10・令8条例17・一部改正）

（給湯施設の検査）

第19条 給湯施設並びに給湯量を正常に保つため、市係員は、温泉使用者の施設に立入って検査することができる。

（管理上の指示）

第20条 市長は、温泉の給湯を正常に保つため温泉使用者に対して給湯施設の改善、給湯管の掃除等必要な指示をすることができる。

(違背処分)

第21条 市長は、次に掲げる場合は、1カ月以内の期間を定めて温泉の給湯を停止し、若しくは5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第15条第1項第1号から第5号までの規定による届出を怠ったとき。
- (2) 第16条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第18条第1項の規定による許可を受けないで事実上温泉使用者が変わったと認めたとき。
- (4) 正当な理由なく第19条の規定による検査を拒んだとき。
- (5) 正当な理由なく第20条の規定による指示に従わないとき。
- (6) 正当な温泉給湯を妨げる行為があったとき。
- (7) その他権利者がこの条例に違背する行為があったとき。

2 市長は、前項第3号及び第6号の規定に該当する場合で特に悪質と認めたときは、第25条に規定する管理委員会に諮って、給湯の権利を取り消すことができる。この場合市は、一切の損害を補償しない。

3 権利者は、その家族、雇人又は同居人が、この条例に違背した行為に対し、その責を免れることができない。

(平6条例44・平15条例1・令8条例17・一部改正)

(使用料の減免)

第22条 第17条第2号から第5号までの規定により給湯を停止した場合並びに第21条の規定によって違背処分のため給湯を停止したときは、温泉使用料を減免しない。ただし、第17条第2号及び第5号の規定によって給湯を停止した場合で事情やむを得ないものと認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の延納)

第23条 権利者が、災害その他避けることのできない事故により温泉使用料の納入が困難となったときは、市長に延納を申請することができる。

2 前項の規定による申請が事情相当であると認められるときは、市長は、期間を定めて延納を許可することができる。

3 市長が前項の規定によって延納を許可したときは、第17条第4号の規定にかかわらず給湯を停止しない。

(諸証明書等の交付)

第24条 権利者が、温泉利用上必要な証明書等は、1件につき300円の手数料を徴収して交付する。

第5章 温泉管理委員会

（温泉管理委員会の設置）

第25条 熱海温泉の健全なる発展並びに熱海温泉事業の適正な経営管理を行なうため、市長の諮問機関として、熱海温泉管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

（管理委員会の組織）

第26条 管理委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 権利者
- (3) 市の区域内に住所を有する者

（平15条例1・全改）

（管理委員会の任務）

第27条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 温泉開発に関する事項
- (2) 温泉給湯に関する事項
- (3) 熱海温泉の経営管理に関する事項
- (4) その他必要な事項

（会長及び職務）

第28条 管理委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

（委員の任期）

第29条 委員の任期は、4年とする。ただし、委員がその選任資格を欠いたときは、それぞれそのときをもって職を失うものとする。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第30条 管理委員会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書記）

第31条 管理委員会に書記を置く。

2 書記は、郡山市熱海温泉事業所の職員をもってあてる。

（参考人の出席）

第32条 管理委員会又は会長が必要と認めたときは、委員以外の者（以下「参考人」という。）を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第33条 委員には、その職務を行なうため、報酬及び費用弁償を、前条の規定による参考人には、費用弁償を支給する。

2 前項の規定による報酬及び費用弁償の額は別に定める。

第6章 補則

（市有でない温泉の管理）

第34条 市は、温泉利用の合理化を図るため他の源泉所有者と契約を結びその温泉を管理することができる。

（規則への委任）

第35条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日の前日までに、従前の熱海町で熱海町温泉事業条例（昭和38年熱海町条例第58号）の規定により手続きされたものについては、この規定によりなされたものとみなす。

3 この条例施行の日の前日まで、従前の熱海町が、熱海町温泉事業条例の規定により選任した委員については、この条例の規定により選任されたものとみなし、その任期は通算する。この場合において、この条例第26条第1項第2号の規定は、当該委員の任期の満了の日までは「4名」とあるのは「5名」と読み替えるものとする。

附 則（昭和44年郡山市条例第10号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年郡山市条例第21号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、昭和45年4月分として徴収する使用料から適用する。

附 則（昭和48年郡山市条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年郡山市条例第26号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年4月分として徴収する使用料から適用する。

附 則（昭和56年郡山市条例第14号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は昭和56年4月分として徴収する使用料から適用する。

附 則（平成元年郡山市条例第20号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成元年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料の改定に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行日前になされた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（郡山市熱海温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例による改正後の郡山市熱海温泉事業条例第11条の規定は、平成元年7月分として徴収する使用料から適用する。

附 則（平成6年郡山市条例第44号）

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成9年郡山市条例第15号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（郡山市熱海温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の郡山市熱海温泉事業条例第11条第1項の規定は、平成9年5月以後の月分として徴収する温泉使用料について適用する。

附 則（平成15年郡山市条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成23年郡山市条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に納入期限の到来する加算金について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第15条第1項第6号の規定により届出を行い温泉の使用を中止している権利者については、改正後の第14条の2及び第15条第3項から第5項までの規定は、当該中止の期間内は、適用しない。

附 則（平成26年郡山市条例第16号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(郡山市熱海温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の郡山市熱海温泉事業条例第11条第1項の規定は、平成26年5月以後の月分として徴収する温泉使用料について適用する。

附 則（令和元年郡山市条例第5号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(郡山市熱海温泉事業条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の郡山市熱海温泉事業条例第11条第1項の規定は、令和元年11月以後の月分として徴収する温泉使用料について適用する。

附 則（令和8年郡山市条例第17号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第6条、第35条、第41条、第45条及び第56条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例のそれぞれの施行の日以後の施設の使用等に係る使用料、手

数料、観覧料、保育料その他の料金（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の施設の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている施設の使用に係る許可等は、新条例の規定によりなされた許可等とみなす。
- 4 旧条例の規定により発行された施設の使用に係る使用券、回数券、定期券その他の書類の取扱いについては、なお従前の例による。
（準備行為）
- 5 新条例の規定による許可、使用料の徴収等を行うために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。